

## 不受理申出

不受理申出とは、一度署名押印をしたものの、その意思をなくしたり、あるいは意思に基づかない届出がされる恐れがあるというときに、その届出があっても受理されないように、あらかじめ市区町村長に申出する制度です。

申出できる届出は、「婚姻」「協議離婚」「養子縁組」「協議養子離縁」「認知」です。なお、裁判等で決定したものについては、対象になりません。

根拠法令	戸籍法第27条の2
届出期間	申し出をした日から法律上の効力が発生
届出地	日本人が申し出のとき：申出人の本籍地、所在地 ※本籍地以外でも受付しますが、申出書のあて先（申出書の左上、申出日のすぐ下のところ）は必ず本籍地の市区町村長あてとなります。 外国人が申し出のとき：平成20年6月6日以降、外国人の方からの申出も受付可能となりましたが、申出地は相手方日本人の本籍地となります。
届出人	自分の意思に反する届出を不受理としたい本人のみ ※原則本人以外は受付をしません。
必要書類	・ 申出書：不受理申出書記入例は下記をご覧ください。 ・ 申出人の本人確認できるもの（写真付きのもの） ※本人確認できるものについては受付の際に写しをとります。 ・ 印鑑：申出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。 ・ 本人確認ができない場合は、不受理申出を受付することができません。 ・ 不受理申出は、申出をしたときは、取下げをするまでは有効となります。 不受理期間中に取下げをしたい場合は、申出人から「取下書」の提出をすることで不受理期間を終了することもできます。取下書に、取下げ内容の記載、署名・押印（押印は任意です）をしてください。申出地、必要書類については申出時と同様です。 ・ やむを得ない理由により、ご本人が役所の窓口に出頭できない場合は、不受理申出・取下げする旨を記載した公正証書等を添付してください。
教示	

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの

**認 知 届  
不受理申出**

令和6年3月1日申出  
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	発送 令和 年 月 日	
送付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	埼玉県春日部市長 印	
書類調査		戸籍調査

不受理申出の対象となる届出		認 知 の 届 出	
		過去にした認知の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
申出人の表示等	申 出 人	認知される子 (特定されている場合)	
	氏 名	春日部 太郎	
	生 年 月 日	昭和 63年 3月 15日	
	住 所 (住民登録をしているところ)	埼玉県春日部市中央 2 番地 6 丁目 番 号	
	本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 番地 1 丁目 番	
その他	筆頭者の氏名	春日部 太郎	

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申 出 人 署 名 押 印	春日部 太郎 印
------------------	-------------

申 出 人 連 絡 先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111 〔 希望 〕
-----------------------------	---------------------------

市町村 使用欄	項 目	処 理	処 理 内 容 等
	受領日時分	本庁・支所	令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送 付 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)となった日及び事由		年 月 日 取下・失効 (失効事由 )
	不受理申出内容確認済		市・区・町・村 様 市・区・町・村 様

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※認知届不受理申出の裏面

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの

婚姻届  
不受理申出

令和6年3月1日申出  
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受付 令和 年 月 日	発行簿番号 第 号	整理番号 第 号	発送 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日	発行簿番号 第 号	整理番号 第 号	
書類調査	戸籍調査		
			埼玉県春日部市長 印

不受理申出の対象となる届出		婚姻の届出		
		過去にした婚姻の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
申出人の表示等	申出人	夫又は妻になる人 (特定されている場合)		
	氏名	春日部 太郎		
	生年月日	昭和 63年 3月 15日		
	住所 (住民登録をしているところ)	埼玉県春日部市中央		
		6 (丁目) 番地	2 (番地)	番地 丁目 番 号
	本籍	埼玉県春日部市金崎		
	839 (番地)	1 (番地)	番地 丁目 番	
	筆頭者の氏名	春日部 太郎	筆頭者の氏名	
その他				

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人 署名押印	春日部 太郎 印
-------------	-------------

申出人 連絡先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111 (希望)
-------------------------	-------------------------

市町村 使用欄	項目	処 理	処 理 内 容 等
	受領日時分	本庁・支所	令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )
	不受理申出人 の本籍の変更 等による送付		送 付 年 月 日 発行簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)と なった日及び事由		年 月 日 取下・失効 (失効事由 )
	不受理申出 内容確認済		市・区・町・村 様 市・区・町・村 様

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※婚姻届不受理申出の裏面

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口に提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの

**離婚届  
不受理申出**

令和6年3月1日申出  
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	送付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	発送 令和 年 月 日
書類調査	戸籍調査	
		埼玉県春日部市長 印

不受理申出の対象となる届出		離婚の届出	
		過去にした離婚の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
申出人の表示等	申出人	夫又は妻 (特定されている場合)	
	氏名	春日部 花子	
	生年月日	平成 2年 11月 11日	年 月 日
	住所 〔住民登録をしているところ〕	埼玉県春日部市中央 6 2 番地 6 丁目 番号 番地 丁目 番号	
	本籍	埼玉県春日部市金崎 839 番地1 丁目 番 番地 丁目 番	
その他	筆頭者の氏名	春日部 一郎	筆頭者の氏名

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人 署名押印	春日部 花子 印
-------------	----------

申出人 連絡先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111 〔 希望 〕
-------------------------	---------------------------

市町村 使用欄	項目	処理	処理内容等
	受領日時分	本庁・支所	令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送付 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)となった日及び事由		年 月 日 取下・失効 (失効事由 )
	不受理申出内容確認済		市・区・町・村 様 市・区・町・村 様

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※離婚届不受理申出の裏面

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。

**養子縁組届  
不受理申出**

令和6年3月1日申出  
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受付 令和 年 月 日	発行 令和 年 月 日
発収簿番号 第 号	
整理番号 第 号	
送付 令和 年 月 日	
発収簿番号 第 号	
整理番号 第 号	
書類調査	戸籍調査
	埼玉県春日部市長 印

不受理申出の対象となる届出		養子縁組の届出	
		過去にした養子縁組の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
養親子関係人の表示	養子になる人 (特定されている場合)	養親になる人 (特定されている場合)	
	氏名	粕壁 彩子	
	生年月日	平成 元年 5月 15日	年 月 日
	住所 〔住民登録をしているところ〕	埼玉県春日部市中央 2 番地 6 丁目 番号	番地 丁目 番号
	本籍	埼玉県春日部市金崎 839 番地 1 丁目 番	番地 丁目 番
	筆頭者の氏名	粕壁 一郎	筆頭者の氏名
その他			

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかつたときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人 署名押印 生年月日	粕壁 彩子 印  <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 元年 5月 15日
住所 〔住民登録をしているところ〕	埼玉県春日部市中央 6 2 番地 丁目 番号
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 番地 1 丁目 番 筆頭者の氏名 粕壁 一郎

※養子になる人が15歳未満のときは、養子になる人に代わってその法定代理人が申出人となります。

申出人 連絡先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111  〔 希望 〕
-------------------------	-------------------------------

市町村 使用欄	項目	処理	処理内容等
	受領日時分	本庁・支所	令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送付 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)となった日及び事由		年 月 日 取下・失効(失効事由)
	不受理申出内容確認済		市・区・町・村 様 市・区・町・村 様

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※養子縁組届不受理申出の裏面

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。
- 9 15歳未満の方を養子とする縁組届の不受理申出を法定代理人の方から行っている場合は、ご本人が15歳に達したときは、改めてご本人から不受理申出をしていただく必要があります（養子が15歳未満である場合の縁組届の不受理申出についても同様です。）。

**養子離縁届  
不受理申出**

令和6年3月1日申出  
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	送付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	発送 令和 年 月 日
書類調査	戸籍調査	
		埼玉県春日部市長 印

不受理申出の対象となる届出		養子離縁の届出 過去にした養子離縁の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
養親子関係人の表示	養子 (特定されている場合)	養親 (特定されている場合)	
	氏名 春日部 一郎		
	生年月日 昭和 52年 8月 1日	年 月 日	
	住所 埼玉県春日部市中央 〔住民登録をしているところ〕 2番地 6丁目 番 号	番地 丁目 番 号	
	本籍 埼玉県春日部市金崎 839番地 1 丁目 番	番地 丁目 番	
その他	筆頭者の氏名 春日部 一郎	筆頭者の氏名	

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人 署名押印 生年月日	春日部 一郎 印 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 52年 8月 1日
住所 〔住民登録をしているところ〕	埼玉県春日部市中央 6 2番地 丁目 番 号
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 番地 1 丁目 番 号 筆頭者の氏名 春日部 一郎

※養子が15歳未満のときは、養子に代わって離縁後の法定代理人が申出人となります。

申出人 連絡先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111 〔希望〕
-------------------------	-------------------------

市町村 使用欄	項目	処理	処理内容等
		受領日時分	本庁・支所
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送付 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)となった日及び事由		年 月 日 取下・失効(失効事由)
	不受理申出内容確認済		市・区・町・村 様 市・区・町・村 様

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※養子離縁届不受理申出の裏面

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口に出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。
- 9 15歳未満の方を養子とする縁組届の不受理申出を法定代理人の方から行っている場合は、ご本人が15歳に達したときは、改めてご本人から不受理申出をしていただく必要があります（養子が15歳未満である場合の離縁届の不受理申出についても同様です。）。

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの

**不受理申出の取下げ**

令和 6 年 3 月 1 日 取下げ  
 ※提出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	送付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	埼玉県春日部市長 印
書類調査	戸籍調査	

取下げをする申出	対象となる届出	<input type="checkbox"/> 認知の届出 <input type="checkbox"/> 婚姻の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚の届出	
	申出人	取下げ時	不受理申出時 (※)
	氏名	春日部 太郎	
	生年月日	昭和 40 年 5 月 6 日	年 月 日
	住所 〔住民登録をして いるところ〕	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番 号	番地 丁目 番 号
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 (番地) 1 丁目 番	番地 丁目 番	
	筆頭者の氏名 春日部 太郎	筆頭者の氏名	
その他			

※取下げ時と異なるときだけ記載してください

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をしていましたが、当該申出について取下げをします。

取下げをする者の 署名押印	春日部 太郎 印
連絡先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111 〔 希望 〕

市町村 使用欄	項目	処 理	処 理 内 容 等
	受領日時分	本庁・支所	令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※認知、婚姻、離婚届不受理申出の取下げ裏面

- 1 この不受理申出の取下げは、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 2 原則として、この不受理申出の取下げは、郵送による方法は認められません。
- 3 原則として、取下げを行う方ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 不受理の取下げの取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 5 取下げをする方の氏名等が不受理申出をされた後に変更されている場合には、変更を証する書面の提出を求めることがあります。

※持参するもの 印鑑、本人確認できるもの

<b>不受理申出の取下げ</b> 令和6年3月1日取下げ ※提出日を記入してください 埼玉県春日部市長 殿	受付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	発送 令和 年 月 日	
	送付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	埼玉県春日部市長 印	
	書類調査		戸籍調査

取下げをする申出	対象となる届出	<input checked="" type="checkbox"/> 養子縁組の届出	<input type="checkbox"/> 養子離縁の届出	
	養子（となる者） 氏 名 生 年 月 日	取 下 げ 時 <b>春日部 一郎</b> 昭和 52年 8月 1日	不受理申出時（※） 年 月 日	
	住 所 [ 住民登録をして ] [ いるところ ]	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 番 号 2 (番地)	番地 丁目 番 号	
	本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (番地) 1 丁目 番 号	番地 丁目 番 号	
	その他	筆頭者の氏名 <b>春日部 一郎</b>	筆頭者の氏名	

※取下げ時と異なるときだけ記載してください

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかつたときは、これを受理しないよう申出をしていましたが、当該申出について取下げをします。

取下げをする者の 署 名 押 印 生 年 月 日	<b>春日部 一郎</b> 印 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 52年 8月 1日
住 所 [ 住民登録をして ] [ いるところ ]	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 番 号 2 (番地)
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番 号 (番地) 1 筆頭者の氏名 <b>春日部 一郎</b>
連 絡 先 (連絡方法の希望)	電話 048-736-1111 [ 希望 ]

市町村 使用欄	項 目	処 理	処 理 内 容 等
	受領日時分	本庁・支所	令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ( )

## ※ 注 意 事 項 ※

### ※養子縁組・離縁届不受理申出の取下げ裏面

- 1 この不受理申出の取下げは、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 2 原則として、この不受理申出の取下げは、郵送による方法は認められません。
- 3 原則として、取下げを行う方ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 不受理の取下げの取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 5 取下げをする方の氏名等が不受理申出をされた後に変更されている場合には、変更を証する書面の提出を求めることがあります。